

# 井原市中古住宅活用補助金

をご活用ください！

井原市では、空き家の流動化及び移住・定住を促進するため、「空き家バンク」に登録のある空き家に残存する家財道具等の処分について、空き家の所有者に対し、「家財整理費」の一部を補助します。

空き家の売却、賃貸を検討中で、家財道具の処分がまだの方は、ぜひご利用ください。

## 対象物件(次のいずれにも該当するもの)

- ①【登録済】井原市空き家バンク制度に登録のある物件
- ②【未契約】売買又は賃貸借契約が成立する前の物件
- ③【未着手】対象経費に係る事業の着手日前の物件

## 対象者

空き家の所有者

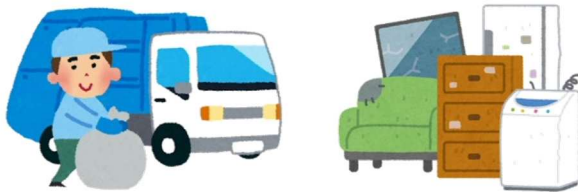
(空き家バンク登録物件の所有権その他の権利を有し、空き家を売却、賃貸できる者をいいます)

## 対象経費

業者に委託して行う、家財道具の搬出処分及び清掃にかかる費用であって、認定申請と同一の年度内(3月31日まで)に完了するもの

## 補助額

事業にかかった費用の2分の1  
(上限30万円)



## ● 書類提出先・問合せ先 ●

井原市役所 総合政策部 企画振興課

〒715-8601

井原市井原町 311 番地 1

T E L 0866-62-9521

F A X 0866-62-1744

E-mail kikaku@city.ibara.lg.jp

## 交付申請の流れ

登録後から売買・賃貸借契約締結日の前日まで、事業の着手日前まで  
認定申請書の提出

【添付書類】

- ・見積書(積算内訳のわかるもの)
- ・実施箇所の写真

書類審査

事業認定通知

着手

完了

年度末(3月31日)まで  
交付申請書の提出

【添付書類】

- ・請求書の写し(積算内訳のわかるもの)
- ・領収書の写し
- ・井原市税の完納証明書
- ・実施箇所の着工前後の写真

書類審査

交付決定、請求書の提出  
補助金の支払い

家財整理費補助

対象経費	業者に委託する、空き家の家財道具の搬出处分及び清掃に係る費用
補助金額	対象経費の2分の1以内(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)で、300,000円を上限とする。
認定申請	<p>1 申請期間 井原市空き家・空き農地バンク制度第4条の規定により登録された日から売買又は賃貸借の契約を締結する日の前日までの期間であって、対象経費に係る事業の着手日前</p> <p>2 添付書類 (1) 見積書の写し(積算内容を確認できるもの) (2) 実施する箇所の写真 (3) その他市長が必要と認める書類</p>
交付申請	<p>1 申請期間 認定申請日以後の最初の3月31日まで</p> <p>2 添付書類 (1) 請求明細書の写し(積算内容を確認できるもの) (2) 領収書の写し (3) 井原市税の完納証明書 (4) 実施した箇所の着手前及び完了後の写真 (5) その他市長が必要と認める書類</p>

※令和8年度の制度内容です。